

岩手県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
寺内歯科医院	花巻市西大通り二丁目13番13号	平成29年4月30日
まゆみ皮フ科クリニック	北上市柳原町四丁目15番26号	平成29年6月1日
たがね小児科	紫波郡紫波町高水寺字古屋敷164番地16	平成29年5月31日